

児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

令和 6 年 2 月 5 日子第 1 5 1 9 号制定

令和 6 年 6 月 4 日子第 4 2 1 号改正

令和 7 年 6 月 1 7 日子第 6 7 1 号改正

令和 8 年 3 月 2 日子第 2 5 0 8 号改正

第 1 通則

児童福祉施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付する。

第 2 児童福祉施設等災害復旧費補助金

（交付の目的）

- 1 児童福祉施設等災害復旧費補助金（以下「災害復旧費補助金」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定義）

- 2 第 2 において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
（1）認定こども園法第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）、認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定	学校施設	幼保連携型認定こども園（学校教育部分） 幼稚園型認定こども園（学校教育部分）	

する幼稚園			
(2) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業を行う事業所、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条の第3項に基づく子育て短期支援事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、同条第16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、同条第18項に基づく妊産婦等生活援助事業所、同条第20項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第10条の2第1項に基づくこども家庭センター、認定こども園法	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所(以下「公私連携型保育所」という。)を含む。) 幼保連携型認定こども園(認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。(以下「保育実施部分」という。)) 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、「子育て支援のための拠点施設の設置について」（平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知）に基づく子育て支援のための拠点施設、「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知）に基づく心身障害児総合通園センター（以下「助産施設等」という。）及び児童福祉法第6条の3第23項に基づく乳児等通園支援事業所	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設	里親支援センター	
--	--	-----------------	--

	利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 心身障害児総合通園センター 乳児等通園支援事業所		
(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児 0930第4号厚生労働事務次官通知)に基づく母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	
(4) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
(5) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他の施設		

(交付の対象)

- 3 災害復旧費補助金は、予算の範囲内において次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業を交付の対象とする。

施設の種類①	設置根拠等②	設 置 者③	補 助 率④
(1) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア)中核市(助産施設及び母子生活支援施設を除く。)又は市町村(指定都市又は中核市を除く市町村。以下本表において同じ。表(1)のアの(ア)、イの(ア)、ケの(ア)及びシの(ア)については児童相談所設置市を除く。)	3/4
		(イ)社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	3/4
イ 保育所	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア)市町村	3/4
		(イ)児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	3/4
ウ 幼保連携型認定こども園(保育実施部分)	認定こども園法第12条	(ア)市町村	3/4
		(イ)認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者	3/4

エ 児童厚生施設	児童福祉法第 35 条 第 3 項又は第 4 項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人 又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	2/3 2/3
オ 障害児入所施設 (中分類)	児童福祉法第 35 条 第 3 項又は第 4 項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人、 日本赤十字社、 公益社団法人又は 公益財団法人	3/4 3/4
カ 児童発達支援セ ンター (中分類)	児童福祉法第 35 条 第 3 項又は第 4 項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人、 医療法人、日本 赤十字社、公益 社団法人、一般 社団法人、公益 財団法人、一般 財団法人、NPO 法人及び営利法 人等 (以下「社会 福祉法人等」と いう。)	3/4 3/4
キ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条 第 10 項	市町村	3/4
ク 児童発達支援事 業所及び放課後等 デイサービス事業 所 (中分類)	児童福祉法第 34 条 の 3 第 2 項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人 等	3/4 3/4
ケ 児童自立生活援	児童福祉法第 6 条	(ア)中核市又は市	3/4

助事業所	の 3 第 1 項	町村	
		(イ)社会福祉法人等	3/4
コ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)社会福祉法人等	3/4
サ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 34 条の 11 第 1 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)児童福祉法第 34 条の 11 第 1 項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人等	3/4
シ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)社会福祉法人等	3/4
ス 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	(ア)中核市又は市町村	3/4
		(イ)社会福祉法人等	3/4
セ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項又は第 2 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に基づき認可を受けた者	3/4
ソ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項	(ア)中核市又は市町村	3/4

		(イ)社会福祉法人等	3/4
タ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)社会福祉法人等	3/4
チ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項	(ア)市町村	3/4
		(イ)社会福祉法人等	3/4
ツ こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2	市町村	3/4
テ 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分）	学校教育法第 2 条（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたものに限る。）	(ア)市町村	3/4
		(イ)認定こども園法第 3 条第 1 項に基づき認定を受けた者（指定都市、中核市及び市町村を除く。）	3/4
ト 特例保育施設	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号	市町村	3/4
ナ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	(ア)市町村	3/4
		(イ)子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づく利用者支援事業を実施する社会福祉法人等	3/4

ニ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人等	3/4 3/4
ヌ 子育て支援のための拠点施設	「子育て支援のための拠点施設の設置について」(平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知)	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人等(放課後児童クラブに限る。)	3/4 3/4
ネ 乳児等通園支援事業所	児童福祉法第6条の3第23項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人等	3/4 3/4
(2) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	2/3 2/3
(3) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	2/3 2/3

	労働事務次官通知)		
(4) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	(ア)市町村 (イ)社会福祉法人等	3/4 3/4
(5) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	(ア)市町村 (イ)その他こども家庭庁長官が認めた者	2/3 から 3/4 まで 2/3 から 3/4 まで

4 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所以外の施設に係る土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）

- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 2の表の大分類の欄の心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の②の欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、別表 1 の①の欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、3の表の④の欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 保育所及び小規模保育事業所の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2 の②の欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 2 の①の欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、3の表の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所以外の施設の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 3 の②の欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、別表 3 の①の欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、3の表の④の欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとし、(1) 及び (2) のうち「3 の表の④の欄に定める補助率」とあるのは「(3) の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

区 分①	対象施設の種類②	補 助 率③
ア 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46 年法律第 70 号)第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設	4/5
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 障害児入所施設(中分類) 児童心理治療施設	5/6
ウ 地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 障害児入所施設(中分類) 児童心理治療施設	5/6
エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成 1 2 年法律第 1 5 号)第 6 条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	保育所 幼保連携型認定こども園(保育実施部分) 幼稚園型認定こども園(保育所機能部分) 小規模保育事業所(地方公共団体が設置するもの)	3/4 から 4/5 まで

	(地方公共団体以外の者が設置するもの)	11/12
オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合	保育所 幼保連携型認定こども園（保育実施部分） 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分） 小規模保育事業所（地方公共団体が設置するもの） （地方公共団体以外の者が設置するもの）	3/4 から 4/5 まで 11/12
カ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	保育所 幼保連携型認定こども園（保育実施部分） 幼稚園型認定こども園（保育所機能部分） 小規模保育事業所	4/5

（申請）

- 7 市町村及び社会福祉法人等は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による申請書に係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

- 8 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物の設置場所の変更

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、別記第 5 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第 6 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(9) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者

から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(13) 上記の(1)から(12)までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(承認の手続)

9 8の規定により承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

10 市町村及び社会福祉法人等は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、別記第2号様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(精算交付の申請)

11 市町村及び社会福祉法人等は、すでに事業が完了している場合にあつては、規則第3条の規定による補助金の交付申請と規則第12条の規定による実績報告を併せた精算交付申請を行うことができるものとし、この場合にあつては、別記第3号様式による申請書兼報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

12 市町村及び社会福祉法人等は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記第4号様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(その他)

13 特別の事情により6、7、10、11及び12の定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(暴力団密接関係者)

- 14 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 の 4 (2) 又は (3) に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

算定基準

(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合)

基 準 額①	対象経費②
知事が認めた額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における施設及び教員住宅(「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成 18 年 7 月 13 日付け文部大臣裁定。以下「運用細目」という。))及び「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項について」(昭和 59 年 9 月 7 日付け 59 教施第 23 号平成 19 年 5 月 31 日最終改正。以下「申合せ事項」という。))に定める定義を参照すること(ただし、算出方法は除く。))の災害復旧に必要な工事費又は工事請負費(「運用細目」に定める定義を参照すること)及び工事事務費(工事事務費は、次のア及びイの 2 つの別があるものとする。) ア 工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。) イ 都道府県事務費及び設置者事務費(運用細目に定める定義を参照すること。その額は工事費又は工事請負費に 100 分の 1 を乗じて算定することとする。)
知事が認めた額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の災害復旧(応急仮設施設整備に限る。))に必要な費用(「公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱」(昭和 62 年 6 月 25 日付け文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。))の別記 1 及び申合せ事項を参照とすること。なお、交付要綱の別記 1 における用語の定義については、「運用細目」及び「申し合わせ事項」を参照とすること(ただし、算出方法は除く。))

別表 2

算定基準

(保育所及び小規模保育事業所の場合)

基 準 額①	対象経費②
知事が認めた額	保育所及び小規模保育事業所における施設 （「運用細目」及び「申合せ事項」に定める 定義（ただし、「施設」には「設備」は含ま ない。）を参照すること（ただし、算出方法 は除く。）。）の災害復旧に必要な工事費又は 工事請負費（「運用細目」に定める定義を参 照すること。）及び工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要する費用（旅費、 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設 計監督料等をいい、その額は工事費又は工 事請負費の 2.6％に相当する額を限度とす る。））
知事が認めた額	保育所及び小規模保育事業所の災害復旧 （応急仮設施設整備に限る。）に必要な費用 （交付要綱の別記 1 及び申合せ事項を参照 とすること。なお、交付要綱の別記 1 にお ける用語の定義については、「運用細目」及 び「申し合わせ事項」を参照とすること（た だし、算出方法は除く。）。）

別表 3

算定基準

（児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所を除く）の場合）

基 準 額①	対象経費②
知事が認めた額	児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、及び幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所を除く。）の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、知事が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度とする。）
知事が認めた額	児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、及び幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所を除く。）の災害復旧（応急仮設施設整備に限る。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費